

平成25年3月消費税申告準備のための
個別対応方式と一括比例配分方式の基礎と実務のポイント
～95%ルール見直しが上場グループ会社に与える影響と実務対応～

お申し込み

事業コード	121447
対象	企業の経理部・財務部門および経営・事業に携わる方々
開催日時	2012年9月4日(火) 13:30 - 16:30
プログラム	<p>◆ご講演者: 足立 好幸 氏 公認会計士・税理士/税理士法人トラスト・パートナー</p> <p><略歴> 大手監査法人にて監査・上場支援等に従事した後、税理士法人トラストの設立に参画する。トラストでは「企業価値向上のための税務」を主業務として上場企業グループに専門・特化。近年では、上場企業グループの「M&A」「事業再編」「連結納税」に多く関与している。著書に『連結納税採用の有利・不利とシミュレーション』(清文社)『M&A・組織再編のスキーム選択』(清文社)『グループ法人税制Q&A』(清文社)など多数</p> <p>[プログラム]</p> <p>1. 改正内容と控除対象仕入税額の計算方法 1. 95%ルール 2. 個別対応方式と一括比例配分方式</p> <p>2. 課税売上割合 1. 計算式の留意事項 2. チェックポイント 3. 課税売上割合に準ずる割合</p> <p>3. 課税取引・非課税取引の区分 1. 国内取引 2. 輸入取引(課税取引) 3. 不課税取引 4. 非課税取引(国内取引) 5. 非課税取引(輸入取引) 6. 免税取引(輸入取引)</p> <p>4. 個別対応方式における課税対応・非課税対応・共通対応の区分の実務 (1) 用途区分の判定手順 (2) 課税売上に対応するものとは (3) 非課税売上に対応するものとは (4) 課税売上と非課税売上に共通するものとは (5) 共通の課税仕入れ等を合理的な基準により区分した場合 1. 用途区分の判定手順(共通の課税仕入れ等を合理的な基準により区分できる場合) 2. 課税売上割合に準ずる割合による区分と合理的な基準による区分の違い</p> <p>(6) 実務における用途区分ごとの課税仕入集計方法 1. 部門ごとの用途区分の決め方 2. 費目ごとの課税仕入れの用途区分の決め方 3. 会計システムの用途区分の設定 4. 非課税売上に対応する課税仕入れを把握するためのポイント</p> <p>5. 控除対象外消費税の法人税上の取扱い (1) 控除対象外消費税の法人税法上の処理 (2) 交際費に係る控除対象外消費税の法人税法上の処理</p> <p>6. 平成25年3月期までに準備する実務上のポイント</p> <p>7. 質疑応答・個別質問</p>
会場	日本出版クラブ会館(東京・飯田橋)
受講料	会員: 28,250円(本体 25,000円) / 一般: 29,400円(本体 28,000円) ※公開セミナーに関するお問い合わせやご質問は、前頁の「よくあるご質問(FAQ)」をご参照下さい。
担当	宇田川(TEL. 03-5215-3513)